

## 鳥取県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・8号滝山桜谷線及び3・6・4号立川甌山線
- 2 施行者の名称  
鳥取県
- 3 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業施行期間  
平成16年3月5日から平成27年3月31日  
(変更前 平成16年3月5日から平成21年3月31日)
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし